

平成23年1月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 塩見昌弘

平成22年(ワ)第1940号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成22年12月7日

判 決

[Redacted]

原 告

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同

白 井 晶 子

同

佐 藤 顕 子

同訴訟復代理人弁護士

五 反 幸 裕

東京都中央区八重洲1丁目6番15号

被 告

エコエナジー株式会社

同代表者代表取締役

濱 田 [Redacted]

[Redacted]

被 告

濱田 [Redacted] こと 濱田 [Redacted]

[Redacted]

被 告

菅 井 [Redacted]

[Redacted]

被 告

櫻 井 [Redacted]

[Redacted]

被 告

富 吉 [Redacted]

[Redacted]

被 告

濱田 [Redacted] こと 濱田 [Redacted]

東京都新宿区新宿1丁目28番10号

被 告

株式会社オーブンドリーム

同代表者代表取締役

向 井 [Redacted]

被 告 向 井

上記2名訴訟代理人弁護士

東京都中央区京橋2丁目11番3号 服部ビル703号

被 告 株式会社DNAソリューション

同代表者代表取締役 井 藤

被 告 井 藤

被 告 山 口

上記3名訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 被告エコエナジー株式会社，被告濱田こと濱田，被告菅井，被告櫻井，被告富吉及び被告濱田こと濱田は，原告に対し，連帯して660万円及びこれに対する，被告エコエナジー株式会社，被告菅井につき平成22年3月24日，被告濱田こと濱田につき同月22日，被告櫻井，被告濱田こと濱田及び被告富吉につき同年4月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告会社オープンドリーム及び被告向井は，原告に対し，連帯して，990万円及びこれに対する平成22年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告株式会社DNAソリューション，被告井藤及び被告山口は，原告に対し，連帯して1320万円及びこれに対する，被告株式会社DNAソリューション，被告山口につき平成22年3月24日，被告井藤につき同月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は，これを10分し，その2を被告エコエナジー株式会社，被告濱

田■■こと濱田■■，被告菅井■■，被告櫻井■■，被告富吉■■及び被告濱田■■こと濱田■■の負担とし，その3を被告会社オープンドリーム及び被告向井■■の負担とし，その余を被告株式会社DNAソリューション，被告井藤■■及び被告山口■■の負担とする。

5 この判決は仮執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(当事者)

(1)ア 原告は，■■■■年■■月■■日生まれの男性である。

イ 被告エコエナジー株式会社（旧商号ペトロジャパン株式会社。以下「被告ペトロジャパン」という。）は，自社の株式を「販売」する形態でいわゆる未公開株商法を行う株式会社であり，証券会社の登録を受けていない。

後記(2)の当時，被告濱田■■こと濱田■■（以下「被告■■」という。）は，被告ペトロジャパンの代表取締役であり，被告菅井■■（以下「被告菅井」という。），被告櫻井■■（以下「被告櫻井」という。）及び被告富吉■■（以下「被告富吉」という。）は取締役であった。

ウ 被告株式会社オープンドリーム（以下「被告オープンドリーム」という。）は，自社の株式を「販売」する形態でいわゆる未公開株商法を行う株式会社であり，証券会社の登録を受けていない。後記(3)の当時，被告向井■■（以下「被告向井」という。）は，被告オープンドリームの代表取締役であった。

エ 被告株式会社DNAソリューション（以下「被告DNA」という。）は，自社の株式を「販売」する形態でいわゆる未公開株商法を行う株式会社で

あり、証券会社の登録を受けていない。後記(4)の当時、被告井藤■■■（以下「被告井藤」という。）は、被告DNAの代表取締役であり、被告山口■■■（以下「被告山口」という。）は取締役であった。

（被告らの行為）

- (2) オオカワ、カワカミと名乗る者らは、平成20年11月ころから、原告に対し、電話をかけ、某会社の株主筆頭者であるとか、金融庁の者であるなどと称し、「ペトロジャパン、オープンドリーム、DNAソリューションの株を持っているが、何口か増えると有利になる。これらの会社は上場する。自分は1億円も投資している。」などと述べ、原告をして、被告ペトロジャパンの株式の客観的価値が少なくとも購入金額程度であると誤信させ、同社の株式120株を600万円で購入させ、その代金を、オオカワ、カワカミが指示した被告ペトロジャパン名義の口座に送金させた。（甲20の1ないし12）
- (3) オオカワ、カワカミと名乗る者らは、平成20年11月ころから、原告に対し、電話をかけ、某会社の株主筆頭者であるとか、金融庁の者であるなどと称し、「ペトロジャパン、オープンドリーム、DNAソリューションの株を持っているが、何口か増えると有利になる。これらの会社は上場する。自分は1億円も投資している。」などと述べ、原告をして、被告オープンドリームの株式の客観的価値が少なくとも購入金額程度であると誤信させ、被告オープンドリームの株式30株を900万円で購入させ、平成20年12月12日に30万円、同月22日に270万円、同月29日に300万円を、オオカワ、カワカミが指示した被告オープンドリーム名義の口座に送金させた。（甲21の1ないし4）
- (4) オオカワ、カワカミと名乗る者らは、平成20年11月ころから、原告に対し、電話をかけ、某会社の株主筆頭者であるとか、金融庁の者であるなどと称し、「ペトロジャパン、オープンドリーム、DNAソリューションの株

を持っているが、何口か増えると有利になる。これらの会社は上場する。自分は1億円も投資している。」などと述べ、原告をして、被告DNAの株式の客観的価値が少なくとも購入金額程度であると誤信させ、被告DNAの株式40株を1200万円で購入させ、平成21年2月9日に30万円、同月24日に150万円、同年3月11日に30万円、同年4月15日に990万円を、オオカワ、カワカミが指示した被告DNA名義の口座に送金させた。

(甲22, 23)

(被告らの責任)

- (5) 日本証券業協会は、「協会員の有価証券の売買その他の取引等に関する公正な慣習を促進して不公正な取引を防止し、取引の信義則を助長するために定める規則」において、自主規制として、いわゆるグリーンシート銘柄を除き、未公開株式の取引を勧誘することを原則として禁止している（この自主規制を「自主規制規範」という。以下同じ。）。これは、証券取引所に上場されていない株式はその価値の評価が困難であり、公開される情報も少なく、一般投資家が当該会社の情報に接することも困難であることから、そのような困難を一定程度解消し得る手当をしたグリーンシート銘柄以外の取扱を禁止することによって、一般投資家が不測の損害を被ることがないようにする趣旨である。

原告が購入した銘柄は、いわゆるグリーンシート銘柄ではない。未公開の株式の客観的価値を偽って販売する行為及びこれに類似する出資持分ないし社債の販売（以下「未公開株式商法等」という。）は、不法行為を構成する違法なものであり、未公開株式を譲渡すること自体、違法な詐欺商法であることが推認される。

そして、自社の未公開株式ないし社債券等（以下「未公開株式等」という。）を募集株式の発行等の手続によらず売買することは、他社の未公開株式等の売買と同様に、不法行為となる。自社の未公開株の売買をするものであるか、

他社の未公開株式を売買するものであるかによって異なるものではない。未公開の自社株式の購入を一般素人に勧誘して行うときにも、証券取引法ないし金融商品取引法や自主規制規範の趣旨が侵害されることになることも同様である。また、募集発行による場合にも、適切な株式や社債券の価値等を提示することなく株式等を購入させる行為には同種の違法性がある。

(6) 被告ペトロジャパン、被告オープンドリーム及び被告DNA（以下「被告各会社」という。）における従業員らの未公開株式等の勧誘・販売は未公開株式商法等の実行行為であるから、これを行った従業員は、不法行為責任（民法709条）を負う。従業員の勧誘・販売行為は、被告会社の通常業務とは異質の偶発的なものではなく、むしろ、被告各会社らにおける組織的詐欺商法の一発現であり、被告各会社らは、従業員の使用者としての責任を負うにとどまらず、法人として固有の不法行為責任を負う（民法709条，715条1項）。また、このような未公開株式商法等を業として行って金銭を騙取するために被告各会社らを組織、運営していた者は、被告各会社を運営していた他の者及び上記違法な行為をしていた従業員と連帯して共同不法行為責任（民法719条1項，709条）を負う。

(7) さらに、被告会社らの各代表取締役は、被告会社らの各営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法な未公開株式商法等を行った者であり、被告会社らの各取締役は、各代表取締役の業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、違法な未公開株式商法等を行うがままにしたから、平成17年法律第87号による改正前の商法266条の3（以下「旧商法266条の3」という。）又は会社法429条1項に基づく責任（以下「取締役の責任」という。）を負う。

また、未公開株式を発行した会社（以下「発行会社」という。）は、未公開株式等を販売していた会社（以下「販売会社」という。）の取締役ないし従業員と共謀して、一般投資家に未公開株式等を販売したから、共同不法行

為責任を負う。そうでないとしても、証券業登録のない販売会社にグリーンシート銘柄でない株式の販売を行わせたから、未公開株式を、故意又は過失によって補助したものとして共同不法行為責任を負う。

発行会社の取締役は、販売会社及び同社の取締役らと共謀して未公開株式商法等を行ったものとして共同不法行為責任を負う。そうでないとしても、発行会社らの不法行為を監視監督して是正する義務を怠ったから、取締役の責任を負う。

(損害)

(8) 損害

(被告ペトロジャパン関係)

ア 交付金員相当損害金 600万円

イ 弁護士費用相当損害金 60万円

(被告オーブンドリーム関係)

ア 交付金員相当損害金 900万円

イ 弁護士費用相当損害金 90万円

(被告DNA関係)

ア 交付金員相当損害金 1200万円

イ 弁護士費用相当損害金 120万円

(9) よって、原告は、被告らに対し、民法719条1項、709条、旧商法266条の3、会社法429条1項に基づき、上記損害及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

(被告オーブンドリーム、被告向井)

(1) 請求原因(1)アは知らない。

請求原因(1)ウのうち、未公開株商法を行う株式会社であることは否認し、

その余は認める。

(2) 請求原因(3)のうち、原告が合計900万円を被告オープンドリーム名義の銀行口座に振り込んだ事実は認め、その余は知らない。

(3) 請求原因(5)ないし(8)のうち、被告オープンドリームにおいて使用者責任があったこと、被告向井において注意義務違反の事実があったことは認め、その余は否認ないし争う。

(被告DNA、被告井藤及び被告山口)

(1) 請求原因(1)アは知らない。

請求原因(1)エのうち、被告DNAが証券会社の登録を受けていないこと、被告井藤が同社の代表取締役、被告山口が同社の取締役であることを認め、その余は知らない。

(2) 請求原因(4)のうち、原告から被告DNA又は株式会社DNAソリューションホールディングス名義の預金口座に合計1200万円が振込送金された事実は認め、その余の事実は知らない。

(3) 請求原因(5)ないし(8)は否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 被告ペトロジャパン、被告■■■，被告菅井，被告櫻井，被告富吉及び被告■■■に対する請求について

上記被告らは適式の呼出しを受けたにもかかわらず、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の書面も提出しないので、上記被告らに係る請求原因事実が存在することについて争うことを明らかにしないものとみなす。

よって、原告の上記被告らに対する請求は理由があることとなる。

2 被告オープンドリーム及び被告向井に対する請求について

請求原因事実のうち、被告オープンドリームにおいて使用者責任があったこと、被告向井において注意義務違反の事実があったことを被告オープンドリーム及び被告向井は認めているから、その責任の前提となる被告オープンドリー

ムの従業員による不法行為があったことが事実上推認される。そして、証拠（甲21の1ないし4）及び弁論の全趣旨によれば、原告が被告オープンドリーム名義の銀行口座に900万円を送金したことが認められる。

そして、これによる損害は、原告が出捐した金員相当額となり、不法行為によって生じたものであることに鑑みれば、この請求を行う上での弁護士費用も、相当因果関係のある損害であると認めることができる

したがって、原告には、交付した金員相当額の900万円の損害、弁護士費用として90万円の損害を被ったことが認められる。

よって、上記被告らに対する請求はいずれも理由があることとなる。

3 被告DNA、被告井藤及び被告山口に対する請求について

被告DNAが証券会社の登録を受けていないこと、被告井藤が同社の代表取締役、被告山口が同社の取締役であること、原告から被告DNA又は株式会社DNAソリューションホールディングス名義の預金口座に合計1200万円が振込送金された事実は当事者間に争いが無い。

原告が取得した被告DNAの株式に係る株券の発行年月日は、平成20年9月10日から平成21年3月4日にかけて発行されたものである（甲22の1ないし7）が、被告DNAの履歴事項全部証明書によれば、同社において、最後に新株が発行されたのは平成19年9月10日であるから、原告が取得した株式は、原告において新株発行の際に株式を引き受けたものではなく、すでに発行された株式を取得したものと認められる。そして、被告DNAないし株式会社DNAソリューションホールディングス名義の預金口座に原告から金員が送金されていることからすれば、被告DNAにおいて、原告との間に取引関係があることを認識していたことが推認される。被告DNAは、原告との間に被告DNAの株式を販売したこと以外の取引があったことを主張しておらず、上記金員は被告DNAの株式の売買代金であることを認識していたと推認される。

被告DNAの株式は、いわゆるグリーンシート銘柄ではなく、正当な価格に関する情報を得にくい未公開株式であるところ、平成21年11月13日には認知症を発症している老齢の原告（甲1）において、被告DNAの株式を積極的に購入したことをうかがわせる事情がないこと、被告DNAと原告との間に上記株式を購入する動機を生じるような人的な関係があったことをうかがわせる事情がないこと、本件においては、結果として、客観的な価値評価が困難な未公開株式を、その情報を入手する能力のない原告に対し、その価値を大きく上回る価格で譲渡していることを総合すれば、上記未公開株式の販売が正当なものであったことを立証しない限り、上記取引時における上記未公開株式の正当な価格を下回るものであり、その販売価格は、顧客がこれを正当な価格であると誤信することを前提とした詐欺的商法によるものであることが推認されるというべきであるところ、上記被告らは、この点について何ら反証していない。

したがって、被告DNAは、その従業員ないし従業員に準ずる者が上記詐欺的商法を行うにつき、認識していたと推認されるから、使用者責任を免れない。

そして、被告井藤が同社の代表取締役として、被告DNAの業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠ったこと、被告山口は発行会社らの不法行為を監視監督して是正する義務を怠ったことがそれぞれ推認され、会社法429条1項による責任を免れない。

そして、これによる損害は、原告が出捐した金員相当額となり、詐欺的な取引によって生じたものであることに鑑みれば、この請求を行う上での弁護士費用も、相当因果関係のある損害であると認めることができ、原告には、交付した金員相当額の1200万円の損害、弁護士費用として120万円の損害を被ったことが認められる。

よって、上記被告らに対する請求はいずれも理由があることとなる。

第4 結論

以上によれば、原告の被告らに対する請求は理由があるので、これを認容し、

主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第33部

裁 判 官 本 間 健 裕

これは正本である。

平成 23 年 1 月 27 日

東京地方裁判所民事第 3 3 部

裁判所書記官 塩見昌弘